会長		担当理事		会計	

埼医業Ⅱ第１３０４号
令和４年１０月４日

郡市・大学医師会長　　殿
（医療保険担当理事、地域包括ケアシステム担当理事）

埼玉県医師会長　　金　井　忠　男
（担当常任理事　　小　室　保　尚）
（公印省略）

「地域包括診療加算・地域包括診療料における施設基準に規定する
慢性疾患の指導に係る適切な研修」について（周知依頼）

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

標記の件について、日本医師会ホームページのメンバーズルーム内に「よくある質問と回答」として、掲載されましたのでご通知いたします。

「地域包括診療加算」および「地域包括診療料」の施設基準にある「慢性疾患の指導に係る適切な研修」については、令和２年３月１９日付、厚労省保険局医療課事務連絡（新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その６））により、**感染拡大防止のため、研修が中止される等のやむを得ない事情により、研修に係る施設基準を満たせない場合においても届出を辞退する必要はなく、引き続き算定可能**である旨の取扱いが示されております。

また、令和４年６月 29 日付厚生労働省保険局医療課事務連絡「疑義解釈資料の送付について（その 15)」の問３により、日本医師会生涯教育制度を利用する場合は、カリキュラムコードとして「29　認知能の障害」、「74　高血圧症」、「75　脂質異常症」、「76　糖尿病」を、それぞれ１時間以上必ず受講する必要がありますが、上記４つのカリキュラムコードを含め、**当該研修についてはｅ－ラーニングによる受講でも差し支えない**ことが示されております。

つきましては、貴会におかれましてもご了知いただき、会員への周知方ご高配下さいますようお願い申し上げます。

なお、日本医師会医療保険課に確認しましたところ、従来、日本医師会で開催していた「地域包括診療加算・地域包括診療料に係るかかりつけ医研修会」は、本年度の開催に予定はなしとのことを確認しておりますことから、日本医師会および本会での上記研修会の開催の実施はありませんことを申し添えます。

記

日本医師会 HP＞メンバーズルーム
＞トップ　◈よくある質問 Q&A「地域包括診療加算・地域包括診療料関連」
https://www.med.or.jp/japanese/members/info/qa/manseiqa.html

担　当：埼玉県医師会業務Ⅱ課　森田・飯野
電　話：０４８－８２４－２６１１
ＦＡＸ：０４８－８２２－８５１５
E-mail：morita@office.saitama.med.or.jp

埼加八潮医師会
収受
4.10.-7
第 742 号